

糸魚川市駅北広場（キターレ）利用規約

Terms of Service

〔第2版 2022年4月1日改訂〕

株式会社イールー

■利用規約

糸魚川市駅北広場（キターレ）利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、糸魚川市駅北広場（愛称：キターレ。以下、「当施設」といいます。）を円滑に運営し、「つくる・つながる・はぐくむ」という施設コンセプトを最大限発揮し、「ほしい暮らしを自分で作る」場になることを目指して作成したものです。

駅北広場「キターレ」は、どなたでも立ち寄り、自由にご利用いただける空間としています。ただし、事前の申請と利用料金の支払いをいただくことで、施設の全部または一部を占有して利用することが可能です。

当施設のご利用にあたっては、本規約を必ずお読みいただき、内容をご了解いただきました上で、当施設をご利用ください。本規約を遵守していただけない場合、ご利用をお断りさせていただく場合がございます。ご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。

なお、以下では株式会社イーラーを「管理者」、当施設を利用する人を「利用者」といいます。

■施設・設備

当施設は①ホール、②エントランス、③厨房・ダイニングスペース、④屋外広場、⑤まちなか駐車場で構成されます。

■利用目的

1 ホール、エントランスについて

当施設のうち、ホールおよびエントランスは、原則として、市民の交流、会議・打合せの実施、各種ワークショップ・イベントの開催、自習等を目的としてご利用ください。これに該当しない利用については、管理者と利用を希望する人が協議を行うものとします。

2 厨房・ダイニングスペースについて

原則として、調理・製造販売、料理教室、講習会、研修会、交流会、パーティ等を目的としてご利用ください。これに該当しない利用については、管理者と利用を希望する人が協議を行うものとします。

厨房およびダイニングスペースについては、食品衛生法に基づき、次のとおり営業許可を得ています。

厨房1： 飲食店営業許可（仕出し・出前・ケータリング等含む）

厨房2： 飲食店営業許可（仕出し・出前・ケータリング等含む）

厨房3： 飲食店営業許可（仕出し・出前・ケータリング等含む）

利用者が調理したものを販売する場合も、利用者が保健所へ、特段の届け出や申請をしていただく必要はありません。（※ただし、食品衛生法に戻づく必要書類等を提出していただきます）

■利用条件

1 利用時間について

利用時間は、午前9時00分から午後10時00分までです。

なお、厨房・ダイニングスペースについては、例外として時間外利用を認める場合があります。時間外利用を希望する場合は、管理者にご相談ください。

『休館日(12月29日～1月3日)』

2 利用期間について

利用者は1時間～1か月単位で施設やその設備を利用することができます（設備の内容については、キターレ公式ウェブサイトにてご確認ください）。

1か月単位で利用する場合には、施設の利用活性化のため、少なくとも1か月あたり12日以上（1週間あたり3日以上）の営業を条件とします。

3 厨房利用者会議について

当施設の運営方法について協議する「厨房利用者会議」を、毎月1日に開催しますので、厨房利用者は積極的に参加してください。

とくに、1か月単位で利用する厨房利用者は、会議に必ず参加してください。

4 厨房利用日時の確認について

厨房利用のスケジュールは毎月25日までに翌々月のシフトを提出してください。

※提出が遅れた場合は希望の厨房利用ができない場合があります。

5 事故時の責任について

利用者の責に帰すべき事由による食中毒や怪我などの事故について、管理者は責任を負いかねます。事故などの危険が予想される場合には、個別に保険をご契約いただくなど、ご対応ください。また、事故等が生じた場合には、すみやかに管理者に報告をし、利用者の責任で対応ください。

6 利用の取り止め・利用中止について

当施設の利用を事前に予約したものの利用を取り止めることにした場合、また、利用中に利用を中止する場合は、すみやかに管理者へその旨をご連絡ください。

7 管理者の判断による利用中止・退去について

当施設は、**シェアして利用する施設**ですので、利用時は他の利用者との協力が不可欠です。他の利用者の迷惑になる行為があった場合は、利用の中止や退去をお願いする場合があります。

■ご利用の流れ

1 空き状況の確認

電話または公式ウェブサイト内のカレンダーにて、空き状況をご確認ください。

電話番号：025-556-8200

F A X ：025-556-8201

メール ：kita-re@air.ocn.ne.jp

2 予約

電話、メール、ファックス、もしくはウェブサイトから、お名前、団体名、連絡先、利用目的、利用を希望する施設、利用日時、利用予定人数等をお知らせください。

3 利用可否のご連絡

管理者から、他の利用予定等を確認・調整の上、利用の可否について連絡いたします。

4 利用申請書の提出

利用許可申請書に必要事項を記入し、ご提出ください。

提出期限は利用期日1か月前までになります。

※利用許可申請書の様式は、公式ウェブサイトからダウンロードしていただくことができます。

5 利用料金のお支払

利用日の前営業日までに利用料金をお支払いください。

また、期限までにお支払の確認が取れない場合は、予約をキャンセルさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

6 利用当日

当日は、利用許可書をお持ちいただき、許可内容に沿ってご利用ください。

利用後は、利用状況についてご報告ください。

■利用料金

厨房・ダイニングキッチンを利用する場合や、ホールやエントランスを占有（他の利用者の利用を制限する形で利用）する場合には、下記のとおり利用料金が必要です。

1 利用料金

利用料金表

施設区分		利用料金	
屋内広場	ホール	1区画 (10 m ²)	¥200 / 1時間
		全区画	¥2,300 / 1時間
	エントランス	1区画 (10 m ²)	¥200 / 1時間
		全区画	¥1,200 / 1時間
	厨房	厨房	¥400 / 1時間
	屋外広場	1区画 (10 m ²)	¥100 / 1時間

※1回の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、1時間とみなします。

※厨房を、同じ人が続けて1日以上利用する場合の利用料金は、1日につき3,500円です。

※厨房を、同じ人が続けて1か月を超えて利用する場合の利用料金は、1か月につき35,000円+
光熱水費となります。1か月未満の端数があるとき、その期間の利用料金は、日割り計算によって算定します。

2 利用料金の免除及び減額の取扱

(1) 利用料金の免除又は減額することができる場合

下表のいずれかの場合に該当するとき、下表に定めるとおり利用料金を免除又は減額できるものとします。

表

	対象となる場合	免除又は減額の内容
①	市が主催して駅北広場を利用する場合	利用料金の全額を免除できる
②	市内各地域の地域住民から構成される自治組織が主催して、営利を目的とせずに駅北広場を利用する場合	利用料金の50パーセントの額を減額できる
③	市が共催して駅北広場を利用する場合	利用料金の50パーセントの額を減額できる

(2) 使用料の免除又は減額を受けようとする場合の手続

使用料の免除又は減額を受けようとする場合の手続として、免除又は減額を受けようとする者は、利用の許可又は利用の変更許可を申請するときに、当該申請書又は変更申請の書面に、その旨及び理由を記載しなければならないものとします。

■利用料金のお支払い

- 現金もしくは管理者口座への振込みによりお支払いください。
※振込手数料は、利用者においてご負担ください。
※その他の支払い方法(請求書払い、クレジット決済など)をご希望される場合は、管理者にご相談ください。
- お支払いが確認できた段階で予約成立となります。
- 入金完了した後、キャンセル等で利用しない場合は、すみやかに利用取り消しの申し出をしてください。

■利用当日について

- 1 家具や備品等は既定の状態となっております。テーブルの配置変更や搬入等の準備、利用後の片付けや清掃も利用時間内で行ってください。
利用時間を超過した場合は、別途利用料金をいただきます。
- 2 利用後は原状に戻してください。備品等も元の場所にお戻してください。
使用した食器・調理器具の洗浄・清掃は必ず行ってください。
- 3 施設・備品の汚損・破損・紛失等があった場合には、利用者に実費を負担いただきます。
- 4 利用後の清掃・ごみの処理の徹底をお願いします。
- 5 大きな物の搬入を伴う場合は、必ず事前に管理者へ相談し、搬入ルートをご確認ください。
- 6 施設利用申請者用の駐車場がございます。申請時に駐車場要否を連絡してください。指定駐車場以外を利用する場合は、利用者が手配し、利用者の負担となります。
- 7 敷地内はすべて禁煙です。
- 8 イベントの告知や広告物、会場誘導看板等を掲示する場合には、全て許可制となっておりますので事前に管理者に承認を得てください。

■使用上及び活動上の禁止事項

利用者が次の行為を行うことを禁止します。また、当施設及び構造物、設備、備品を汚損・破損・紛失した場合は、利用者にその損害を賠償していただきます。

- 1 衛生上有害な、もしくは危険な行為、または近隣の迷惑、妨害となるような行為。
- 2 施設又は敷地内への危険物、重量物、腐敗物の持ち込み。
- 3 共用部分に物を置くこと等、共用部分を占有使用。
- 4 利用者が利用権を第三者へ譲渡。
- 5 公序良俗に反する活動。また、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、または信者を教化育成する活動。さらに、政治上の主義を推進する行為や支持する行為、またはこれに反対する活動。
- 6 当施設のキッチン・手洗い・トイレ等、当施設の排水口に油・熱湯または排水管を腐食させる恐れのある液体を流すなど、配管詰まり及び破損の可能性のある行為。
- 7 当施設及び周辺において、乱暴な言動や威勢を示すことにより、付近の住民または通行人が不安になる行為。
- 8 その他、不相当と管理者が認める行為。

■免責事項

以下の項目に該当する場合、当施設及び管理者ではその責任を負うことができません。予めご了解ください。

- 1 天災・地変・火災、その他不可抗力により当施設の利用が困難になった場合、その利用に際する一切の損害。
- 2 利用者が利用規約に違反した為、当施設のご利用を謝絶することによって生じた一切の損害。
- 3 利用者、第三者の所有物や現金等の貴重品、その他これに類する物の盗難・毀損による一切の損害。

なお、管理者の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被り、その損害の賠償を管理者に請求した場合は、受領した料金を限度額とし、賠償するものとします。ただし、利用者の損害のうち、機会損失等の逸失利益について管理者は賠償の責任を負いません。

■規約の変更

本規約は事前の予告なしに、変更する場合があります。変更を行う場合には、変更後の本規約の内容を管理者が適当と判断する方法によって、通知するものとします。

当該告知に基づき変更後の本規約の内容を掲示した時点をもって、変更の効力が生じるものとします。

その他ご不明な点は管理者までお問い合わせください。

以上